

改正

令和5年3月29日告示第31号

深浦町庁舎等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、庁舎等における通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の保護及び業務の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 町の事務又は事業の用に供する建物及びこれに附属する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する装置をいう。
- (3) 録音データ 通話録音装置により記録された音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用のため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）（以下「管理責任者等」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、総務課長とする。
- 3 管理取扱者は、各課等の長とする。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置を設置したときは、その旨及びその利用目的を町の公式ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(事前告知)

第5条 職員（深浦町職員定数条例（平成17年条例第21号）第2条の職員をいう。）は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に対し録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の告知がある等事件性が疑われるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがある内容を含むと認められるとき。
- (3) 前2号のほか告知しないことについてやむを得ない事由があるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第6条 通話録音装置を使用したときは、録音データ保管記録簿（様式第1号）に記載するものとし、録音データの保存期間は、記録された日から6か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理取扱者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 録音データは、記録した時の状態で保存し、加工してはならない。

3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、速やかに消去しなければならない。

4 録音データは複製してはならない。ただし、複製については、第1条の設置の目的を達成するため特に必要と町長が認めた場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により録音データを電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。以下同じ。）に記録した場合は、当該電磁的記録媒体を施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。

6 管理責任者等は、電磁的記録媒体を破棄する場合には、破砕を行うなど通話等の内容が再現不可能になる方法で破棄するものとする。

（運用等）

第7条 管理責任者等は、深浦町情報公開条例（平成17年条例第15号。以下「情報公開条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15号法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び深浦町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年深浦町条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。）に則して、通話録音装置を運用しなければならない。

2 録音データを第4条により公表した利用目的以外の目的のために利用し、又は提供する手続並びにこれらのデータの開示に係る手続については、情報公開条例、個人情報保護法及び個人情報保護条例により行うものとする。

（苦情の処理）

第8条 管理責任者等は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第31号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。